

保護命令申立事件 必要書類等一覧表

山口地方裁判所

費用	申立手数料	1,000円	収入印紙
	郵便切手	2,500円分の郵便切手 <内訳> 500円×2枚 100円×5枚 84円×10枚 10円×15枚 2円×5枚	
提出書類			
標目等	提出に当たっての留意事項等		部数
1 申立書(正本)	※ 左余白を3cm程度空ける。下余白にページ番号を記入する。		1部
2 申立書(写し)	申立書(正本)のコピーで可 (相手方へ送付用)		1部
3 証拠書類等	<p>法律上又は事実上の夫婦であること等を証明する資料(添付書類)</p> <p>【注意】証拠書類の原本は手元に保管し、裁判官との面接の際に裁判所に持参してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方の戸籍全部事項証明書、世帯の住民票(原本、3か月以内に認証され、マイナンバーの記載がないもの) ※1 当事者双方のものが必要です。 ※2 申立人・相手方が外国人の方であって、在留資格が「短期在留者」などの理由により住民票が取得できない場合は「在留カード」(表面・裏面)の写しを提出してください。 	各1部
	<p>生活の本拠を共にする交際相手の場合(証拠書類)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人及び相手方の住民票(3か月以内に認証され、マイナンバーの記載がないもの)または在留カードの写し ・生活の本拠における交際時の写真、メール又は手紙 ・住居における建物の登記事項証明書又は賃貸契約書の写し 	写し2部
	<p>暴力・脅迫を受けたことを証明する資料(証拠書類)</p>	<p>診断書、受傷部位の写真(一方ないし双方の提出ができなければ陳述書等)</p>	写し2部
	<p>相手方から今後、身体的暴力を振られて生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料(証拠書類)</p>	<p>申立人や第三者の陳述書 等</p>	写し2部
	<p>子への接近禁止命令を求める場合</p>	<p>接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書(証拠書類)。 ※ 同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの(学校のテストや手紙等)を同時に提出してください(添付書類)。</p>	添付書類は1部、証拠書類は写し2部
	<p>親族等への接近禁止命令を求める場合</p>	<p>①接近禁止の対象者の同意書(対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書。(証拠書類)) ※ 同意書は対象者(法定代理人)本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの(手紙、印鑑証明書等)を同時に提出してください(添付書類)。 ②対象者の戸籍全部事項証明書、住民票(3か月以内に認証され、マイナンバーの記載がないもの)。その他、申立人との関係を証明する書類(添付書類)。 法定代理人による同意書には、これらに加えて資格証明書の提出が必要です(添付書類)。 ※ 親族が外国人の方であって、在留資格が「短期在留者」などの理由により住民票が取得できない場合は「在留カード」(表面・裏面)の写し ③対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など(証拠書類)</p>	
送達場所等の届出書	裁判所からの郵便物を受け取る場所や受取人を届け出るためのものです。		1部
	【再度申立の場合】前回の保護命令申立書写し、保護命令謄本の写し		各2部